

確定申告説明会 をおこないます

ご相談は
税務署
まで



平成19年分の所得税の確定申告の税務署窓口での相談および申告書の受け付けは、

「2月18日(月)から3月17日(月)まで」です。

朝霞税務署では、平日(月～金曜日)以外でも2月24日・3月2日の日曜日に限り、確定申告の相談・申告書の受け付けを行います(現金納付の窓口業務は行いませんのでご注意ください)。また、郵送でも受け付けますので、ぜひご利用ください。

なお、確定申告の期間中、給与所得者(医療費控除)や年金所得者で、源泉徴収票をお持ちの方の確定申告については、市役所でも受け付けます。

〈別表1〉

給与所得のある方	年金受給者
多額の医療費を支払った方(〈別表2〉参照)	
住宅借入金等特別控除・寄付金控除・雑損控除などを受けることができる方	
予定納税をしたが、確定申告の必要がなくなった方	
年末調整後に扶養親族等が増えた方	扶養親族等申告書の提出後、扶養親族等が増えた場合や扶養親族等申告書を提出しなかった方
年の途中の退職などで年末調整を受けていない方	年金に係る源泉徴収では控除を受けることができなかった寡婦(寡夫)控除、生命保険料控除、社会保険料控除などを受けようとする方

所得税の
還付申告は
お早めに

確定申告をしなくてもよい場合でも、〈別表1〉に該当するようならば、確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付されることがあります。

〈別表2〉医療費控除額の計算方法

その年中に支払った医療費の額	保険金などで補てんされる金額 []	10万円またはその年の所得金額の5% (どちらか少ない額)	=	医療費控除額 (最高200万円)
----------------	--------------------	-------------------------------	---	------------------

[] 保険金などで補てんされる金額
社会保険などから支給を受ける療養費、出産育児一時金など
医療費の補てんを目的として支払いを受ける生命保険契約などの医療保険金など

所得税の確定申告は、さらに便利で使いやすくなった e-Tax で!

ホームページから簡単に申告することができます。
所得税の確定申告を e-Tax で行うと最高5,000円の税額控除を受けることができるようになりました。
(平成19年分または平成20年分のいずれか1回)

～「e-Tax」をご利用いただく前に～

- Step 1 開始届出書を e-Tax ホームページの開始届出書作成・提出コーナーから所轄の税務署に提出します。
 - Step 2 電子証明書を取得(費用がかかります)し、ICカードリーダライタを購入します。
 - Step 3 e-Tax の初期登録(電子証明書の登録等)を行います。
- もっと詳しい情報は e-Tax ホームページ (<http://www.e-tax.nta.go.jp>) へ
税に関する情報は国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) へ

公的個人認証サービスに基づく電子証明書の申請受付窓口は、朝霞市役所総合窓口課となります。
(支所・出張所では受け付けできませんのでご了承ください)

問い合わせ / 朝霞市役所総合窓口課 ☎048 463 2605 (直通)

税務署
からの
お知らせ

還付申告無料相談

税理士会朝霞支部では還付申告相談と申告書の作成指導を無料で行います。また、朝霞税務署では給与所得者の医療費控除の還付申告、年金所得者の申告について、説明を聞きながら申告書を作成し、提出していただく説明会を開催します。

詳しくは《別表3》をご覧ください。

《別表3》

	税理士による還付申告無料相談	確定申告説明会
対象者	平成19年分の給与および年金収入が600万円以下で次に該当する方 ・給与所得者で、医療費控除を受ける方 ・年の途中で退職された方(退職所得のある方は除く)で年末調整が済みでない方 ・公的年金を受給されている方	・給与所得者で医療費控除を受ける方 ・公的年金を受給されている方 その場で申告書を作成し、提出できません。
日時・会場	2月12日(火)～16日(土) 会場へ直接お越しください。 午前10時～11時30分、午後1時30分～3時30分 にいざほっとぷらざ(新座市生涯学習センター)4階(東武東上線志木駅南口) (注)駐車場がありませんので、車でのご来場はご遠慮ください。初日は大変混雑しますので、あらかじめご了承ください。 2月1日(金)～15日(金)(日曜日・祝日を除く) 税理士会朝霞支部区域内の各税理士事務所 ご希望の方は事前に税理士会朝霞支部事務局へ電話連絡のうえ、ご利用ください。	2月5日(火) 朝霞市役所別館5階大会議室 年金所得者...午前9時30分開始 給与所得者の医療費控除...午後1時30分開始 受け付けは開始時刻20分前から行います。 (注)途中入場はできませんので開始時刻までにお越しください。
問い合わせ	税理士会朝霞支部事務局 ☎048 465 0025	朝霞税務署 ☎048 467 2870
必要な書類	給与所得者...平成19年分の「給与所得の源泉徴収票」の原本 年金所得者...平成19年分の「公的年金等の源泉徴収票」の原本 2月5日(火)に市役所で開催される申告説明会に参加する方で、年金所得、給与所得のほかに配当所得のある方は、その関係書類(支払調書等)もご持参ください。 医療費控除を受ける方...医療費の明細書、支払った医療費の領収書(平成19年中に支払ったものの原本)等 生命保険料控除を受ける方...控除証明書 地震保険料控除(旧長期損害保険料を含む。ただし、平成18年12月31日までに締結した契約)を受ける方...控除証明書 社会保険料控除を受ける方...平成19年中に支払った保険料の金額がわかるもの(国民年金保険料の場合は控除証明書) 筆記用具、計算器具、印鑑、申告する方の預貯金の口座番号等(本人名義)がわかるもの	
備考	給与または年金以外の所得がある方は、受け付けできません。	住宅借入金等特別控除を受ける方、事業所得・不動産所得・譲渡所得のある方は、受け付けできません。

申告書の提出・お問い合わせは
朝霞税務署個人課税部門
☎048 467 2870(申告案内窓口)へ
郵送での提出先
〒351 8601 朝霞市本町1丁目1番46号
朝霞税務署 個人課税部門 あて

